



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県例規集掲載事項）

○ 告示

- 837 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止（長寿社会課）
- 838 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（ " ）
- 839 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（ " ）
- 840 海神池土地改良区の役員の就退任（農業農村整備課）
- 841 海南野上土地改良区の定款変更の認可（ " ）
- 842 保安林の指定（森林整備課）
- 843 "（ " ）
- 844 "（ " ）
- 845 林業種苗生産事業者の登録の失効（ " ）
- 846 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め（水産振興課）
- 847 平成20年和歌山県告示第1589号（和歌山県の海洋生物資源の保存および管理に関する計画）の一部変更（資源管理課）
- 848 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路保全課）
- 849 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以

外の建築物の位置及び構造の認定（建築住宅課）

○ 人事委員会告示

- 10 平成21年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施

○ 選挙管理委員会告示

- *55 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 都市計画の案の縦覧（ " ）

告 示

和歌山県告示第837号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）附則第6条の規定により、なお従前の例によることとされた同法による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成21年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071600484	合資会社シルバー	有田郡有田川町下津野495	吉信徹	吉信接骨院介護サービス	有田郡有田川町下津野494	通所介護	平成21.3.25
3070106475	株式会社いろは	和歌山市下三毛326-8	高橋マミ	株式会社いろは	和歌山市下三毛326-8	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成21.3.31
3071400091	海南市	海南市日方1525-6	神出政巳	海南市通所介護事業所（海南市立南風園）	海南市木津233番地の40	通所介護・介護予防通所介護	平成21.3.31
3072400330	すさみ町	西牟婁郡すさみ町周参見4089	橋本明彦	社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会	西牟婁郡すさみ町周参見2338-1	通所介護・介護予防通所介護	平成21.3.31
3072400637	すさみ町	西牟婁郡すさみ町周参見4089	橋本明彦	社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会	西牟婁郡すさみ町周参見4133	通所介護・介護予防通所介護	平成21.3.31
3052580010	社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353番地	切土桂	老人保健施設あじさい苑	東牟婁郡古座川町高瀬415番地	訪問リハビリテーション・	平成21.4.1

						介護予防訪問 リハビリテー ション	
3010111148	和歌山中央医療生 活協同組合	和歌山市有本143- 1	阪中重良	生協芦原診療所	和歌山市雄松町2丁 目55	通所リハビリ テーション・ 介護予防通所 リハビリテー ション	平成 21.4.30
3070106103	株式会社パソナス パークル	大阪府大阪市北区 芝田1-1-4	田村啓一	よっといで三木 町	和歌山市南材木丁 二丁目14	居宅介護支援	平成 21.4.30

和歌山県告示第838号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番号	氏名 (法人の場合に あっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地)	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所の 名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指定 年月日 (指定の有 効期間の 満了の日)
3070107119	有限会社介護福祉 協会	大阪府池田市天神 1丁目4番2-106号	坂本雅章	訪問介護ステ ーションなごみ	和歌山市畑屋敷新 道丁9番地	訪問介護	平成 21.7.1 平成 27.6.30

和歌山県告示第839号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成21年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番号	氏名 (法人の場合に あっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地)	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所の 名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指定 年月日 (指定の有 効期間の 満了の日)
3070107101	株式会社レストフ ローム	和歌山市松江西1- 3-11	西野伸子	ケアステーショ ンべるてんぼ	和歌山市松江西1- 3-11	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 21.7.1 平成 27.6.30
3072200888	株式会社ニチイ学 館	東京都千代田区神 田駿河台二丁目9 番地	寺田大輔	ニチイケアセン ター白浜	田辺市新庄町字田 鶴1822番1	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 21.7.1 平成 27.6.30
3072200896	株式会社ゆーみ	田辺市新屋敷町42 番地の2	鈴木住尚	ゆーみ介護サー ビス	田辺市新屋敷町42 番地の2	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 21.7.1 平成 27.6.30
3071600849	社会福祉法人和歌 山ひまわり会	和歌山市有本434 番地の2	寺口彰俊	ケアステーショ ンすまいる	有田郡広川町和田1 8	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 21.7.1 平成 27.6.30
3071600831	株式会社エフサイ ズ	有田郡有田川町大 字上中島715番地	福林笑子	訪問介護ようき	有田郡有田川町大 字上中島715番地	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 21.7.1 平成 27.6.30

3060190513	セントケア和歌山株式会社	和歌山市東布経丁二丁目1番地	楠本大	セントケア訪問看護ステーション城北	和歌山市東布経丁二丁目1番地	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成21.7.1 平成27.6.30
3061390047	有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	丸山珠江	訪問看護ステーションあしたば	伊都郡かつらぎ町佐野799	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成21.7.1 平成27.6.30
3071300705	株式会社ひだまり	紀の川市名手市場528番地4	辻本和美	訪問看護ステーションひだまり	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2530番地11	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成21.7.1 平成27.6.30
3070107093	株式会社コミュニティネット	和歌山市北中島1丁目6-17	田邊仁実	デイサービスケアネット雑賀屋町	和歌山市雑賀屋町2番地	通所介護・介護予防通所介護	平成21.7.1 平成27.6.30
3070107085	社会福祉法人河西福祉会	和歌山市松江東一丁目7番25号	松尾直章	デイサービスセンター樑〜ゆずりは〜	和歌山市榎原174-100	通所介護・介護予防通所介護	平成21.7.1 平成27.6.30
3070107127	医療法人一穂会武用整形外科	和歌山市鳴神1005	武用瀧彦	医療法人一穂会武用整形外科	和歌山市鳴神1005	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	平成21.7.1 平成27.6.30

和歌山県告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、海神池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成21年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	中嶋良雄	紀の川市南中110番地2
理事	大鷲義治	紀の川市北中128番地
理事	杉本敏和	紀の川市北中85番地1
理事	坂井清彦	紀の川市南中287番地
理事	坂東利彦	紀の川市南中61番地
理事	中坂政廣	紀の川市南中225番地2
理事	坂上武	紀の川市南中273番地
理事	有本智美	紀の川市北大井40番地2
理事	田中博二	紀の川市古和田676番地
監事	中井利明	紀の川市北中229番地
監事	岩本秀夫	紀の川市南中11番地
監事	梅田敏信	紀の川市北大井287番地
監事	市橋貞利	紀の川市古和田663番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	高橋昌司	紀の川市北中307番地
理事	高橋久雄	紀の川市北中302番地

理事	中嶋良雄	紀の川市南中110番地2
理事	坂井清彦	紀の川市南中287番地
理事	坂東利彦	紀の川市南中61番地
理事	中坂政廣	紀の川市南中225番地2
理事	坂上武	紀の川市南中273番地
理事	高橋弘佳	紀の川市北大井546番地
理事	市橋貞利	紀の川市古和田663番地
監事	濃瀧俊夫	紀の川市北中193番地
監事	岩本秀夫	紀の川市南中11番地
監事	津川光生	紀の川市北大井533番地4
監事	榎谷千代治	紀の川市古和田638番地

和歌山県告示第841号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、海南野上土地改良区の定款及び定款附属書役員選挙規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成21年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第842号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町添野川字三郎塚山1343の6
 2 指定の目的 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第843号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成21年7月10日
 和歌山県知事 仁坂吉伸
 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町池野山字ヌタ1688、1689の1、1689の8、1689の9、1690から1696まで、1700
 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字ヌタ1688・1689の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第844号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成21年7月10日
 和歌山県知事 仁坂吉伸
 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町松根字葛谷1936から1942まで、1944から1954まで、字石本谷1963、1965から1981まで
 2 指定の目的 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第845号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定による林業種苗生産業者の事業廃止に伴う登録の失効について、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。
 平成21年7月10日
 和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
	氏名又は名称	住所	種	穂	苗木	名称	所在地	
6082	西ふみ子	日高郡日高川町船津1361	採種	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	西ふみ子	日高郡日高川町船津1361

和歌山県告示第846号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項

に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。
 平成21年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
印南町一本釣	紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡印南町	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業
南部・岩代一本釣	紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡みなべ町埴田、東岩代及び西岩代	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業

和歌山県告示第847号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成20年和歌山県告示第1589号）の一部を平成21年6月30日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する。

平成21年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「次のように」を省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第848号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺龍神線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
田辺市南新町182番地先から同市湊字地下1066番2地先まで	585.00	上下線
田辺市湊字地下1066番2地先から同市湊字地下1073番68地先まで	114.00	上下線

和歌山県告示第849号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成21年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 認定番号 建住第391号
- 2 認定日 平成21年7月1日
- 3 一団地の対象区域 橋本市あやの台1丁目50番1の一部、50番2の一部、50番3の一部、50番4、50番5の一部
- 4 縦覧に供する場所 県土整備部都市住宅局建築住宅課 伊都振興局建設部

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第10号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育児任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成21年7月10日

和歌山県人事委員会事務局長 矢野哲男

平成21年度第1回和歌山県育児任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験（Ⅲ種相当）要綱

- 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

< 育児任期付職員採用試験 >

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	2人程度	母子寡婦福祉資金の貸し付け・償還及び母子支援等に関する業務
一般事務・紀北	2人程度	総務関係等に関する業務
一般事務・紀中	2人程度	食育及び田舎暮らし支援等に関する業務
一般事務・西牟婁	3人程度	障害者自立支援法に関する業務、県税の賦課等に関する業務
土木・紀北	1人程度	管内の道路改良事業の計画及び測量・設計、施工及び監督に関する業務

< 任期付短時間勤務職員採用試験 >

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	1人程度	建設工事等の入札執行及び起工、建設工事許可に関する業務
一般事務・東牟婁	1人程度	総務・庶務に関する業務

この表の試験区分のうち「和歌山」、「紀北」、「紀中」、「西牟婁」及び「東牟婁」の勤務地は、次表のとおりとする。

勤務地区分表

区 分	勤 務 地 の 範 囲

和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀 北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀 中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡
東牟婁	新宮市、東牟婁郡

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験（択一式）	100点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（20題）	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査（判定は、第2次試験で行う。）	
第2次試験	面接試験	140点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度で行う。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成21年8月23日（日）午後1時	和歌山市田辺市	平成21年8月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成21年9月上旬	和歌山市	平成21年9月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
- 各振興局地域振興部総務県民課
- 海草振興局建設部海南工事事務所
- 東牟婁振興局申本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成21年7月27日（月）から受付を開始し、同年8月7日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年7月21日（火）午前10時から同月31日（金）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはること。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に記載され、育児休業等取得者が生じる場合に、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が順次決定される。採用は、おおむね平成21年10月から開始される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合がある。
（採用候補者名簿の有効期間は原則1年である。）

(2) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおりである。

試験区分	初任給	適用給料表
Ⅲ種相当 育休任期付職員 （一般事務・土木）	144,500円	行政職給料表
Ⅲ種相当 任期付短時間勤務職員 （一般事務・和歌山） （一般事務・東牟婁）	71,473円 52,827円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

ただし、育休任期付職員については平成21年度は特例措置により1%減額される。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、任期付短時間勤務職員については、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(3) 任用期間及び勤務時間は以下のとおりである。

<育休任期付職員>

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分

○休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、年末、年始

<任期付短時間勤務職員>

○任期 おおむね1年以内

ただし、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任用期間が延長される場合がある。

○勤務時間

試験区分	勤務時間	休日
一般事務・和歌山	午後1時55分から午後5時45分まで週19時間10分	土曜日、日曜日、休日、年末、年始
一般事務・東牟婁	午後2時55分から午後5時45分まで週14時間10分	

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の翌日から1月間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点とを合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第55号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年7月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

第2項の表中

社会福祉法人和歌山県福祉事業団軽費老人ホーム	西牟婁郡白浜町
無憂園	

椿1062番地の6

を削る。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

海南市から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 都市計画の種類及び名称
海南都市計画特別用途地区の決定
- 縦覧場所
和歌山県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、第21条第2項において準

用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成21年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
新宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
新宮市建設農林部都市建設課
- 3 縦覧期間
平成21年7月16日から同月29日まで